

雇児福発 0327 第 1 号  
社援地発 0327 第 2 号  
平成 27 年 3 月 27 日

各 都道府県 民生主管部（局）長  
指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との  
連携について（通知）

平成 27 年 4 月から生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「新法」という。）が施行される。

生活困窮者自立支援制度（以下「新制度」という。）は、複合的な課題を抱える生活困窮者の自立に向け、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計相談支援事業、子どもの学習支援事業などによる支援を提供するものであるが、生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの新法に基づく事業のみならず、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）福祉対策や児童福祉施策を含む関係制度との連携が重要である。

今般、両制度における連携について下記のとおり通知するので、各自治体におかれては、新法の趣旨や内容を理解いただき積極的に連携を進めながら支援を行っていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 自立相談支援事業とひとり親家庭等福祉対策の連携

(1) 新法に基づく自立相談支援事業の支援員等と母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子自立支援員の連携

新法に基づく自立相談支援事業の支援員等と福祉事務所又は子育て一般の相談窓口（以下「福祉事務所等」という。）に配置されている母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子自立支援員は、それぞれの制度における相談・支援の中心的役割を担っていることから、各々の専門性を生かして相互に連携することが重要であり、連携に関する具体的な事項は以下のとおりである。

① 対象者

ア 自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）から福祉事務所等につなぐ場合

一人で子育てと家計を担う負担が大きく、仕事と子育ての両立が困難である、養育費が確保できないなど、ひとり親家庭等であることによる特有の課題を抱えている者

イ 福祉事務所等から自立相談支援機関につなぐ場合

一般就労に向けた準備が整っていない、離職により住居を喪失又は喪失するおそれがある、家計に課題があるなど、複合的な課題を抱えている者

ウ 自立相談支援機関と福祉事務所等が連携して支援する場合

ひとり親家庭等であることによる特有の課題のみならず、複合的な課題を抱えている者

② 情報共有

ア 共有する内容の概要

自立相談支援機関における包括的な支援が必要な状況やひとり親家庭等の支援施策による支援が必要な事情等を共有する。また、支援途中でつなぐ場合は、必要に応じ、支援経過を共有する。また、本人に関する特段の留意事項等があれば、併せて共有する。

イ 具体的な内容

- ・ 自立相談支援機関から福祉事務所等につなぐ場合は、「自立相談支援事業の手引き」（平成 27 年 3 月 6 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別紙「自立相談支援機関使用標準様式」（帳票類）の相談受付・申込票やアセスメントシートが作成されている場合には、当該様式等を送付する。
- ・ 福祉事務所等から自立相談支援機関につなぐ場合は、母子・父子自立支援員が使用するアセスメントシート等を送付する
- ・ 自立相談支援機関と福祉事務所等が連携して支援する場合は、「自立相談支援事業の手引き」第 2 章 9 に基づき、可能な限りアセスメントの段階から母子・父子自立支援員が関与することにより相談内容の共有を図る。また、手

引き第2章11.の支援調整会議には、母子・父子自立支援員も関係者として参画する。

上記いずれの場合にも、本人の同意が必要となるとともに、各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応をすることとする。

### ③ 連携後のフォローについて

自立相談支援機関から福祉事務所等につなぐ場合は、自立相談支援機関の相談支援員等が福祉事務所等へ同行するなど、支援が円滑に継続されるよう、フォローを行うこととする。福祉事務所等から自立相談支援機関につないだ場合も母子・父子自立支援員が同様に相談者のフォローを行うこととする。

## (2) 学習支援事業の連携

新制度及びひとり親家庭等の支援施策における子どもの学習支援事業については、ともに施策の拡充が図られているところである。

新制度の子どもの学習支援事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進することを目的として、地域の実情に応じた実施方法により、居場所の提供（日常生活習慣の形成、社会性の育成）や学習支援（進路相談、中退防止）、養育支援を行うものである。一方、ひとり親家庭等の支援施策における子どもの学習支援事業は、大学生等の学習支援ボランティアの派遣等により、ひとり親家庭の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ、学習支援を行うものである。

両方の事業の目的や趣旨の理解を深めるとともに、相互の担当部局で連携・調整の上、個々の子どもの状況に応じた学習支援を提供することで、幅広い対象者に支援が届くよう、地域の実情に応じて、効果的・効率的に事業を展開していただきたい。

## 2 自立相談支援事業と児童養護施設等の連携

児童養護施設等においては、各施設の業務として退所者への相談支援が位置づけられており、児童指導員等の職員が施設入所中からの自立支援や退所後の相談支援などのアフターケアを実施している。

しかし、施設退所後の子どもたちは、自らの進路を定め、自立していくことが求められており、地域の中でこうした子どもたちの自立に向けた取組をしっかりと支援することが必要である。

このため、施設によるアフターケアと併せて、自立相談支援機関による支援につなげることにより、地域全体でこうした子どもたちの、生活支援や進学支援、就労支援などの施策を適切に組み合わせ、包括的に支援していく枠組みづくりを行うことが必要である。

#### (1) 施設から自立相談支援事業へつなぐ場合

生活が不安定で継続的な養育が必要な子どもたちについては、20歳に達するまでの間、引き続き措置が行える措置延長制度を積極的に活用する必要がある。児童等を措置解除する時点でその後の自立の見込みが立っていない場合には、本人の意向も踏まえ、児童相談所及び施設が連携して自立相談支援機関に適切につなぐことが考えられる。

##### ① 共有内容

個人の状況、相談内容、課題等及び自立相談支援事業における支援が必要な理由について、相談票や台帳等を活用して共有する。

##### ② 連携後のフォロー

施設から自立相談支援機関につなぐ場合は、施設の職員等が自立相談支援機関へ同行するなど、支援が円滑に継続されるよう、フォローを行うこととする。

必要に応じ、施設職員が自立相談支援事業におけるアセスメントに参加し、情報共有を図るとともに、支援調整会議に参画することも有効である。

#### (2) 情報提供

退所者には、退所後の相談場所として、当該施設のほか、各自治体の自立相談支援機関があることを退所時に情報提供し、支援が必要な者が確実に支援を受けられるようにする。

併せて、施設から退所後の居住地にある自立相談支援機関に対し、本人の同意を得て、必要な範囲で退所者に関する情報を共有する。

#### (3) 退所前からの施設及び子どもとの関係構築

自立相談支援機関は、地域づくりを行う中で、施設についても、どのような子どもがいるのか、退所間近だが自立の見込みが立っていない等の問題がないかなどを把握し、退所後の円滑な支援につなげる必要があるため、日頃より施設を訪問し、入所者と接するとともに、職員と必要な情報交換を行うなど、施設との関係を構築するよう努める。

#### (4) 学習支援

新制度及び児童養護施設入所児童等における学習支援の充実とともに施策の拡充が図られている。児童養護施設の子どもたちの中には生活困窮世帯の子どもにも含まれる者もいるが、個々の子どもの状況に応じた学習支援を提供することで、幅広い対象者に支援が届くよう、地域の実情に応じ、各担当部局が連携して効果的・効率的に事業を展開していただきたい。

# ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名	支援内容	実績等	
母子・父子自立支援員による相談・支援	ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,644人 (常勤427人 非常勤1,217人) (相談件数) 747,614件	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 53,602件	
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等相談支援事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 16,169件
	生活支援講習会等事業	育児や母親・児童の健康管理などの生活支援に関する講習会を開催する。	(受講延人数) 14,457人
	児童訪問援助事業	ホームフレンドを児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの支援を行う。	(訪問延件数) 1,201件
	学習支援ボランティア事業	児童の学習を支援したり、気軽に進学相談を受けることができる大学生等のボランティアを派遣する。	(利用延件数) 12,457件
	ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。	(開催回数) 430件
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設	施設数: 258か所 定員: 5,121世帯 現員: 3,654世帯 (児童 5,877人)	
子育て短期支援事業	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	ショートステイ実施 : 678箇所 トワイライトステイ実施 : 364箇所	

(注)実績等について

母子・父子自立支援員:平成25年度末現在、母子生活支援施設:平成25年10月1日現在、子育て短期支援事業:平成25年度末現在、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業:平成25年度実績

1

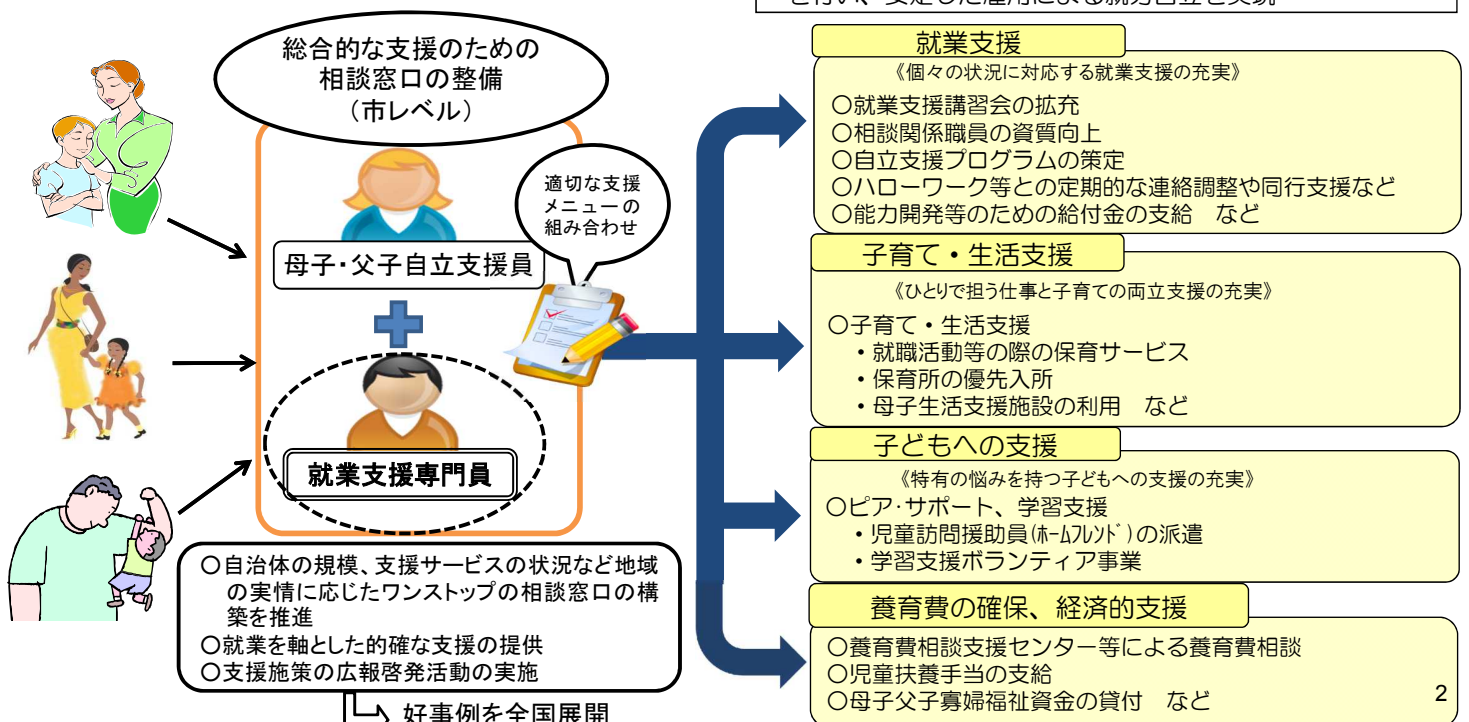
## 総合的な支援のための相談窓口の整備(就業支援専門員の配置推進)

### ひとり親家庭の支援に関する主な課題

- 相談支援体制が不十分(多岐にわたる課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげることができていない)
- 多くが非正規雇用で働いており、稼働所得が少ないため、個々の状況に応じた就業支援が必要

### 総合的な支援のための相談窓口の整備

- 支援メニューを組み合わせることで総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口を設置し、必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築(就業支援専門員の配置推進)
- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援を行い、安定した雇用による就労自立を実現



2

## 2 ひとり親家庭等日常生活支援事業

創 設: 昭和50年度  
実 件 数: 4,608件(平成25年度)  
延べ件数: 53,602件(平成25年度)

### 目的・概要

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話などを行う事業。

### (1) 支援の対象、内容

#### ○支援の対象

- ・一時的に家事援助、保育のサービスが必要な場合
- ・技能習得のための通学や就職活動
- ・病気や事故、冠婚葬祭や出張 など

#### ○支援の内容

- ・乳幼児の保育
- ・食事の世話
- ・身の回りの世話
- ・生活必需品等の買物 など

#### <利用料(1時間当たり)>

	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

### (2) 実施主体

#### ○都道府県、市町村

#### <委託先等>

(平成25年度)

	都道府県	指定都市・中核市	市町村
直接実施	—	1自治体	15自治体
母子寡婦福祉団体	27自治体	29自治体	760自治体
その他の団体	1自治体	17自治体	125自治体
未実施	20自治体	17自治体	772自治体

※複数の団体に委託している自治体数を含む。

3

## 3 ひとり親家庭等生活向上事業

創 設: 平成8年度  
実施自治体数: 843か所(平成25年度)

### 目的・概要

ひとり親家庭等は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えており、また、ひとり親家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。このことから、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、地方公共団体が、ひとり親家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親等家庭生活向上事業を実施。

#### (1) ひとり親家庭等相談支援事業(延べ件数: 16,169件)

ひとり親家庭等は、平日や日中に就業や子育てを抱えており、また健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難な状況にあり、こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくない。こうしたひとり親家庭が直面する課題に対応するため相談支援を実施する。

#### (2) 生活支援講習会等事業(延べ件数: 14,457件)

ひとり親家庭が、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などに十分に行き届かない面があることを補うため、生活支援に関する講習会を開催する。

#### (3) 児童訪問援助事業(延べ件数: 1,201件)

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあり、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる児童訪問援助員(ホームフレンド)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの生活面の支援を行う。

#### (4) 学習支援ボランティア事業(延べ件数: 12,457件)

ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童の将来に不利益な影響を与えかねない。

このため、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童の家庭に派遣する。(平成24年度新規事業)

#### (5) ひとり親家庭情報交換事業(開催回数: 430回)

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このことから、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設ける。

4

# 学習支援ボランティア事業

## 【事業内容】

- ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれていることにより、学習や進学への意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童の将来に不利益な影響を与えかねない。
  - このため、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童の家庭に派遣する。
  - 対象者は、ひとり親家庭の児童（必要に応じ、親も対象とすることができる）。
  - 学生等の確保が困難な場合、e-ラーニングなど情報通信ネットワークを活用した方法も可能。
- ※母子家庭等対策総合支援事業「ひとり親家庭等生活向上事業」の中のメニューとして実施

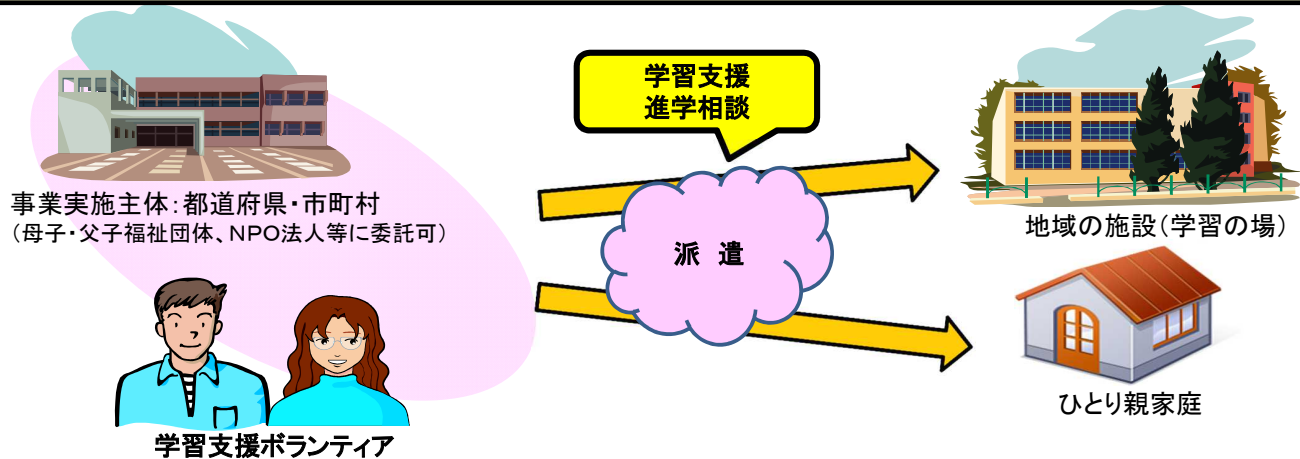
【沿革】平成24年度創設

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2  
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【27年度予算案】母子家庭等対策総合支援事業（74億円）の内数〔所要額：4.3億円〕

・学習支援の実施回数の増【月2回（年24回）→週1回（年52回）】



## ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業	事業内容
1 ハローワークによる支援 ・マザーズハローワーク ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援センター事業(H15度創設) ・平成25年度自治体実施率99.1%(108/109) ・相談件数:9万5760件(平成25年度) ・就職件数: 6809件(平成25年度)	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子・父子自立支援プログラム策定等事業(H17度創設) ・平成25年度自治体実施率62.7%(565/901) ・プログラム策定数:7175件(平成25年度)	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金(H15度創設) ・平成25年度自治体実施率93.3%(841/901) ・支給件数:1004件 ・就職件数: 675件	地方公共団体が指定する教育訓練講座(雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など)を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の2割相当額(上限10万円)を支給する。(ただし、2割相当額が4000円以下の場合には支給しない)
5 高等職業訓練促進給付金(H15度創設) ・平成25年度自治体実施率 92.8% (836/901) ・総支給件数 : 7875件(全ての修学年次を合計) ・資格取得者数 : 3212人 (看護師 1441人、准看護師 1133人、保育士243人、介護福祉士 111人等) ・就職者数 : 2631人 (看護師 1313人、准看護師 797人、保育士186人、介護福祉士 97人等)	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金(月額10万円(住民税課税世帯は月額7万5000円)、上限2年)を支給する。

※109自治体(都道府県、政令市、中核市の合計)、901自治体(都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計)